

8.2 日影

8.2.1 現況調査

(1) 調査事項

工事の完了後における鉄道施設の存在により生じる日影が、事業区間周辺に及ぼす影響を予測・評価するため、以下の事項について調査した。

- ア 日影の状況
- イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況
- ウ 既存建築物等の状況
- エ 地形の状況
- オ 土地利用の状況
- カ 法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、事業区間の周辺とした。

(3) 調査結果

ア 日影の状況

現在の鉄道施設の状況は、事業区間の全区間が地平式となっており、軌道高さはほぼ一定である。
また、大山駅は、ホームの連絡通路が最も高い箇所であり、高さは約12mと3階建て相当の高さであることから、周辺の住居等に影響を及ぼすような日影は生じていない。

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

事業区間周辺における主な公共施設等のうち、事業区間から約100mの範囲に位置する施設を本事業における「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設」とする。事業区間周辺には、教育施設が専門学校の1施設、福祉施設が認可保育園等の6施設、医療施設が3施設、公園・緑地等が3施設存在している。

ウ 既存建築物の状況

事業区間周辺の土地利用は、主に住宅系、商業系である。
事業区間周辺の建築物の階数の状況は、事業区間周辺には低層の住宅や3階以上5階以下の建物が多く立地しているほか、大山駅周辺には6階以上の集合住宅や、10階以上の東京都健康長寿医療センターや集合住宅などの高層建築物も点在している。

エ 地形の状況

事業区間周辺の地形の状況については、事業区間は河谷底及び台地（豊島台）に位置しており、東側は台地（本郷台）の地形が広がっている。

オ 土地利用の状況

事業区間の用途地域は、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域等に指定されている。大山駅周辺は商業地域・近隣商業地域に、その周囲は第一種住居地域・第二種住居地域に指定されている。

カ 法令による基準等

東京都の中高層建築物の日影規制は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年東京都条例第63号)により定められているが、規制対象となるのは駅施設の一部(駅事務室等)に限られ、主な鉄道施設は、規制対象となるものではない。

なお、駅施設による日影は、商業地域内に存在するため、本事業において日影規制の対象となるものではない。

8.2.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、次に示すとおりとした。

- ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了した時点とした。

(3) 予測地域

予測地域は、鉄道施設の日影が予想される事業区間周辺とした。

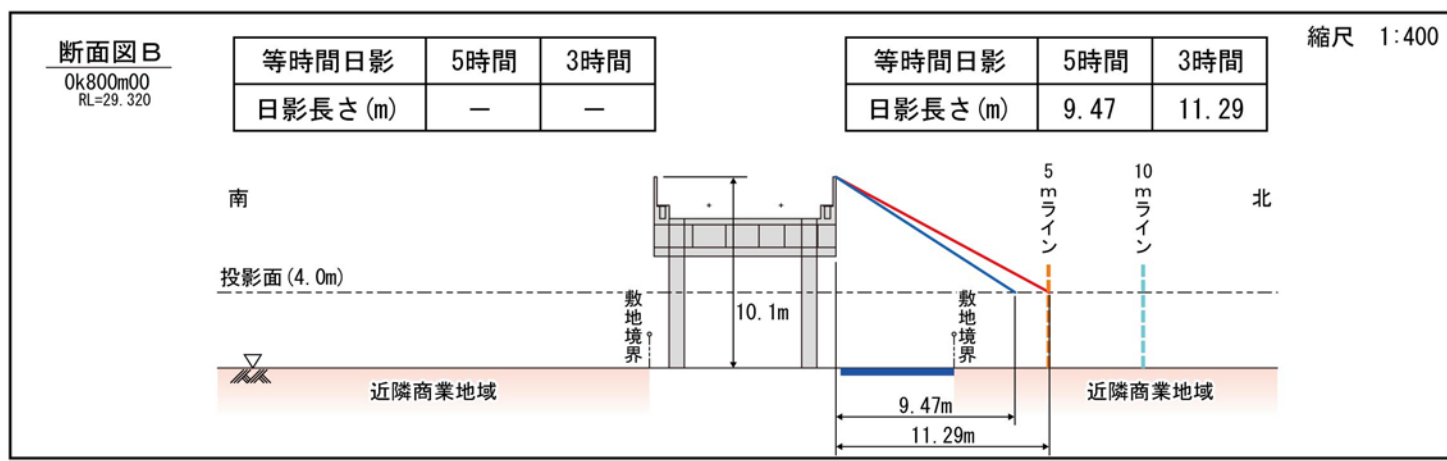
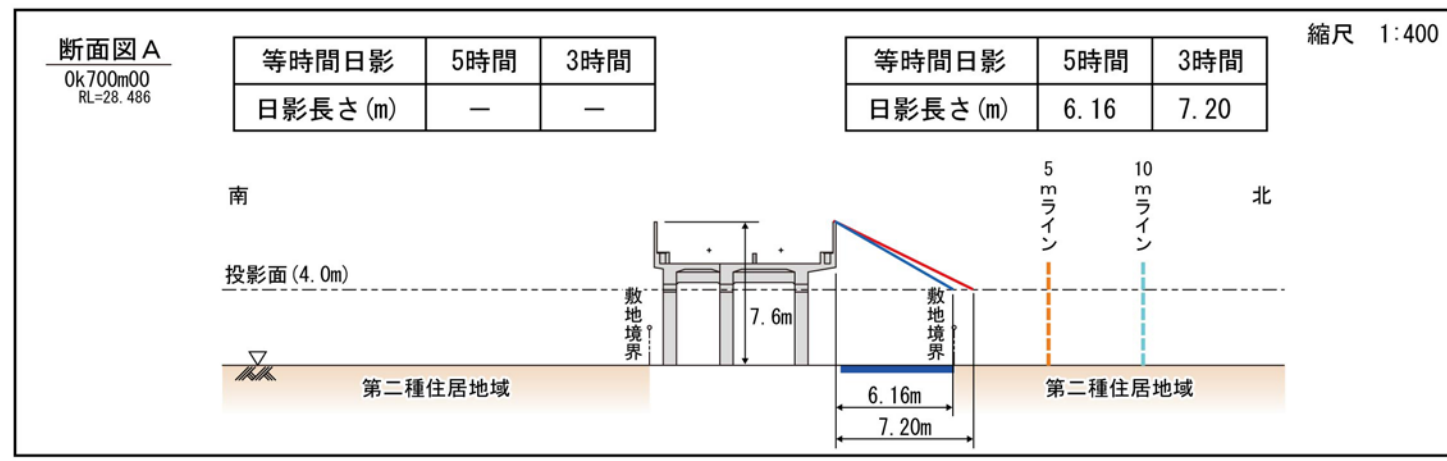
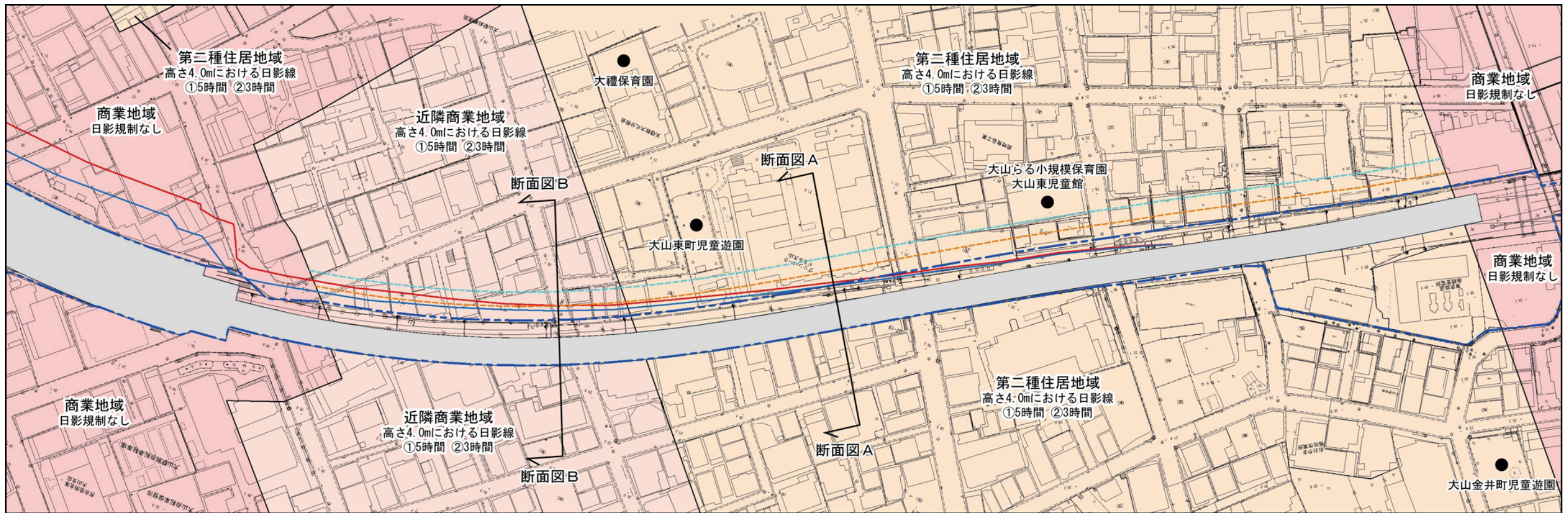
(4) 予測結果

等時間日影の平面図及び断面図は、図8.2.2-1に示すとおりである。

工事の完了後、事業起点から大山駅の区間では、午前8時から午後4時までの時間帯に事業区間の北側に、大山駅から事業終点の区間では、午前8時から午前10時までの時間帯において事業区間の南側に、午前11時から午後4時までの時間帯において事業区間の北側に日影が生じると予測される。

「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制時間を超える日影は、図8.2.2-1に示すとおり、生じないと予測される。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では冬至日の午後2時頃から午後4時頃にかけて、東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では冬至日の午後1時頃から午後4時頃にかけて、山中児童遊園及び大山東町児童遊園の敷地の一部では冬至日の午後3時頃から午後4時頃にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。



注) 日影長さ 0.0m は 0.1m 未満を示し、— は 0.0m を示す。



- 凡 例
- : 計画敷地境界から 5m
 - : 計画敷地境界から 10m
 - : 2.5 時間日影線
 - : 3 時間日影線
 - : 4 時間日影線
 - : 5 時間日影線
 - : 構造物の範囲
 - : 断面位置
 - : 計画敷地の境界(鉄道附属街路等を含む)
 - : 鉄道附属街路
 - : 第一種住居地域
 - : 第二種住居地域
 - : 近隣商業地域
 - : 商業地域

- 規制される日影時間
- 敷地境界線から 5m を超える範囲
 - 敷地境界線から 10m を超える範囲

出典:「板橋区用途地域図(平成30年4月現在)」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)

図 8.2.2-1(1) 等時間日影図